

# 令和2年度高山市農業振興補助事業概要



高山市 農政部 農務課



# 目 次

		ページ
◇営農推進対策	人・農地プラン	1
	水稻病虫害防除事業	1
	GAP認証取得支援事業	1
◇農地集積関係	農地集積事業	2
	経営転換協力金 地域集積協力金	2
	施設園芸就農推進事業	2
◇農作物獣害防止対策	侵入防止柵設置補助	3
	鳥獣被害防止総合対策事業(国) 農作物獣害防止対策事業(市)	3
	その他の獣害補助	3
◇新規就農者等育成支援	農業次世代人材投資事業	4
	準備型 経営開始型	4
	農業後継者就農支援給付金(市)	5
	ぎふ農業経営者育成発展支援事業(県)	5
	施設園芸就農推進事業(再掲)	5
	新規就農者規模拡大事業	6
	農業後継者海外派遣研修事業	6
◇地域特産物振興	地域特産物振興事業	6
◇6次産業化支援	6次産業化支援事業(県)	7
◇強い農業・担い手づくり支援	強い農業・担い手づくり支援事業	7
◇農業総合整備	元気な農業産地構造改革支援事業	8
◇スマート農業推進事業	スマート農業技術導入支援事業	8
◇環境保全型農業支援	農業環境保全対策事業	9
	環境保全型農業直接支払事業	9
◇耕作放棄地再生利用	耕作放棄地再生利用事業	9
◇農地・農業用施設災害復旧	農作物災害対策事業	9
	農業用施設等災害対策事業	10
	農地・農業用施設災害復旧工事	10
◇農業制度資金	農業近代化資金	11
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	11
	青年等就農資金	11
◇農業者年金		12
農務課以外の補助事業概要		
◇木質バイオマス活用促進	ペレットストーブ等導入促進事業	13
	ペレットボイラー等導入促進事業	13
	大型ペレットボイラー等導入促進事業	13
◇産学金官連携等促進	産学金官連携等促進事業	13
◇飛騨高山ブランド振興	地域団体商標等の制度を活用したブランド展開に取り組む事業	14
	地域ブランド確立計画に基づく事業	14

# 令和2年度農業振興補助事業概要

## 《営農推進対策》

### ■「人・農地プラン」

集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため集落・地域における話し合いによって

◎今後の中心となる経営体はどこなのか

◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか

◎中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などを決めていただくものです。

高山市では、平成24年7月31日に旧市町村単位の10地域で「人・農地プラン」を作成しました。

今後は、地域の話し合いにより随時見直すこととしています。【令和2年2月更新】

### ■水稲病虫害防除事業（市単独事業）

（目的） 水稲損害防止のため、共同防除を推奨し米作経営の安定生産を図ります。

（補助対象者） 地区植物防疫協会

（補助額） 補助対象経費の5分の1以内の額

（予算額） 2,000千円

（内容）

- ・共同防除にかかる薬剤、飛散防止対策資材、防除機（動力噴霧機）の購入に要する費用を補助します。
- ・薬剤費については、粉剤は補助対象外とし、出穂前後2回分を限度とします。

### ■GAP認証取得支援事業（市単独事業）

（目的） GLOBAL G.A.P. または ASIAGAP 若しくは JGAP の認証（以下、「GAP 認証」という。）の取得を支援します。

（補助対象者） 下記の要件をすべて満たす方

① 市内の農業者等であり、事業実施箇所が市内であること

② GAP 認証を交付申請後2年以内に取得すること

③ 交付申請前に GAP のコンサルタントによる農場評価を受け、認証取得に必要な施設改修や備品を精査していること

（補助額） 補助対象経費の4分の1以内の額（上限額1,250千円）

（予算額） 2,000千円

（内容） GAP 認証の管理項目適合のために必要となる施設改修及び備品購入等に要する経費の一部を助成します。

## 《農地集積関係》

### ■農地集積事業

(交付対象地域) 農業振興地域の区域内の農地

#### 【①経営転換協力金】

- (交付対象者) 自作地の全部または1つの経営部門の全自作地を農地中間管理機構(以下「機構」という。)に10年以上貸し付けた農家  
(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者  
(2) リタイヤする農業者  
(3) 農地の相続人で農業経営を行わない者
- (交付要件) 全ての自作地または1つの経営部門の全自作地を機構に対して10年以上農地を貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられることが必要
- (交付単価) 市から交付対象者への交付金額 15,000円/10a  
上限額500,000円/戸
- (予算額) 1,000千円

#### 【②地域集積協力金】

- (交付対象者) 地域内の一定割合以上を機構に貸し付けた地域(集落・改良組合等)
- (交付要件) 実質化した人・農地プランを策定(計画)している集落であり、交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
- (交付単価) 市から交付対象者への交付金額(10aあたり)
- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 一般地域   |         |
| 20%超～40%以下 | 10,000円 |
| 40%超～70%以下 | 16,000円 |
| 70%超       | 22,000円 |
| (2) 中山間地域  |         |
| 4%超～15%以下  | 10,000円 |
| 15%超～30%以下 | 16,000円 |
| 30%超～50%以下 | 22,000円 |
| 50%超       | 28,000円 |
- (予算額) 4,000千円

### ■施設園芸就農推進事業

- (交付対象地域) 人・農地プランを作成した地域
- (交付対象者) 人・農地プランに位置付けられた就農希望者へ機構が貸付けた農地の所有者  
なお、就農希望者とは、施設園芸品目で就農を目指す者をいう
- (交付要件) 農地所有者が機構に対して10年以上農地を貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられていることが必要
- (交付単価) 15,000円/10a  
ただし、交付対象者が経営転換協力金および耕作者集積協力金の対象とならない場合は、20,000円/10a
- (予算額) 2,000千円

## 《農作物獣害防止対策》

### 『侵入防止柵設置補助』

(目的) イノシシ等の鳥獣による農作物被害の軽減や防止のために電気柵等を設置し、農作物被害、耕作放棄地の発生を抑制します。

(補助対象者) 農業改良組合及び農業者の組織する団体

#### ■鳥獣被害防止総合対策事業（国庫補助事業）

(補助額) 補助対象経費の3/4以内の額

ただし、侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助

(上限単価)	獣種共通	電気柵（1段当たり）	124円/m
		ネット柵	960円/m
	イノシシ	金網柵	1,480円/m
		ワイヤーメッシュ柵	960円/m
	シカ（イノシシ用兼ねる）		
		金網柵	2,150円/m
		ワイヤーメッシュ柵	1,430円/m

※上記単価は消費税を除いた額

(予算額) 10,600千円

#### ■農作物獣害防止対策事業（市単独事業）

(補助額) 設置する資機材等の1/2、2/3、3/4以内の額

- (内容)
- ・概ね50a以上の点在する農地に電気柵等を新規に設置する場合 (1/2)
  - ・50a以上の集団農地に電気柵等を新規に設置する場合 (2/3)
  - ・集落、地域ぐるみで実施する場合 (3/4)

(予算額) 10,000千円

### 『その他の獣害補助』

#### ■有害鳥獣等捕獲技術者育成補助金

(目的) 有害鳥獣の捕獲技術者を育成し、鳥獣による農作物等の被害の防止を図ります。

(補助対象者) 新規狩猟免許取得者及びその技術指導をする狩猟者団体

(補助額) ①銃猟免許（第一種）及び猟銃所持許可取得者②その指導団体③わな猟免許取得者④その指導団体に対し、1人当たり

①上限500,000円 ②上限100,000円

③上限30,000円 ④上限10,000円

(予算額) 6,800千円

## 《新規就農者等育成支援》

- 農業次世代人材投資事業（準備型） 事業実施主体：（一社）岐阜県農畜産公社
- （目的） 農業技術及び経営のノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援します。
- （交付対象者） ①就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること  
②独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと  
③研修計画が以下の基準に適合していること  
（ア）都道府県が認めた研修機関等で研修を受けること  
（イ）研修期間が概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）であること  
④常勤の雇用契約を締結していないこと  
⑤生活保護、求職者支援制度など、生活費を支援する国の他の事業と重複受給でないこと
- （交付単価） 1,500千円／年 （2年間限度）

### ■農業次世代人材投資事業（経営開始型）

- （目的） 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援します。
- （交付対象者） ①独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方  
②独立・自営就農であること。具体的には以下の要件を満たすこと  
（ア）農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している  
（イ）主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている  
（ウ）生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する  
（エ）給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する  
（オ）給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している  
③経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する計画であると市長に認められること  
④青年等就農計画の認定を受けた者であること  
⑤市が作成する「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること、または機構から農地を借り受けていること  
⑥生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でない又は「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと  
⑦原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること
- （交付単価） 1,500千円（最大）／年 （5年間限度）  
（予算額） 42,750千円

## ■農業後継者就農支援給付金（市単独事業）

- （目的） 経営リスクを負っている農業後継者が経営を継承または経営に参画するにあたり、その経営体を支援します。
- （交付対象者） ①給付金申請日の年齢が、原則50歳未満の方  
②認定新規就農者になって1年を経過しない方  
③継承または参画した経営体の前年農業所得が3,500千円未満である等
- （交付単価） 1,000千円/回（1回限り）

## ■ぎふ農業経営者育成発展支援事業（県単独事業）

- （目的） 国の農業次世代人材投資事業の対象とならない就農研修者及び新規就農者を支援します。

### 【①農業研修スタート型】

- （交付対象者） ①55歳未満で、高山市就農支援協議会が実施する農業の長期研修を受けること  
②国の農業次世代人材投資事業（準備型）の交付要件を満たすこと  
（研修終了後に親元就農する者の経営継承に関する要件は除く）
- （交付単価） 500千円以内/年（1年限り）

### 【②経営チャレンジ型（独立・自営就農タイプ）、キャリアチェンジ型】

- （交付対象者） 下記の要件をすべて満たす方  
①18歳以上60歳未満で、就農してから1年を経過していないこと  
②認定新規就農者等であること 等
- （交付単価） 1,000千円以内/年（55歳以上は250千円以内）（1年限り）  
※ただし農業次世代人材投資事業（国）、農業後継者就農支援給付金（市）の対象者は除く

### 【③経営チャレンジ型（親元就農タイプ）】

- （交付対象者） ①18歳以上55歳未満で、親元就農してから1年を経過していないこと  
②親または祖父母のいずれかが、認定農業者であること  
③家族経営協定を締結していること  
④原則として、給付対象者が専従者給与を受給していること 等
- （交付単価） 1,000千円以内/年（1年限り）

## ■施設園芸就農推進事業（再掲）

- （交付対象地域） 人・農地プランを作成した地域
- （交付対象者） 人・農地プランに位置付けられた就農希望者へ機構が貸付けた農地の所有者  
なお、就農希望者とは、施設園芸品目で就農を目指す者をいう
- （交付要件） 農地所有者が機構に対して10年以上農地を白紙委任で貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられていることが必要
- （交付単価） 15,000円/10a  
ただし、交付対象者が経営転換協力金および耕作者集積協力金の対象とならない場合は、20,000円/10a
- （予算額） 2,000千円

## ■新規就農者規模拡大事業

- (目的) 新規就農者が、経営の早期安定を図れるよう農地の賃借に対し支援します。
- (補助対象者) 下記の要件をすべて満たす方  
① 認定新規就農者又は認定就農者  
② 就農してから5年を経過していない方
- (補助額) 10a当たり 8,000円
- (予算額) 1,000千円
- (内容) 新たに農業経営を始める、又は規模拡大を図る認定新規就農者又は認定就農者が、新規に6年以上の農地利用集積を行った場合に、3年間を限度に助成

## ■農業後継者海外派遣研修事業

- (目的) 農業後継者等が海外の農業研修を通じて、農業経営などの資質向上を図れるよう支援します。
- (補助対象者) 高山4Hクラブ、高山市青年農業士又はJAひだ青年部のいずれかに所属する会員及び40歳以下の女性で、現に農業に従事し将来も農業に従事しようとする方
- (補助額) 1人当たり315千円又は必要経費の3分の2以内の額のいずれか少ない額  
団体に参加する場合は1人当たり63千円又は必要経費の3分の1以内の額のいずれか少ない額
- (内容) 派遣期間がおおむね7日以上海外研修に参加するのに要した費用に助成します。ただし、1人1回を限度

## 《地域特産物振興事業》

### ■地域特産物振興事業

- (目的) 地域の特色ある農産物の掘り起こしを行い、それら生産者組織を支援することで、地域特産物の生産拡大、高品質化、新商品開発を促進し、地域の活性化を目指します。
- (補助対象者) 農業者の組織する団体
- (事業内容) ○ステップ1・・・発掘支援[500千円]  
地域の特色を活かして取り組もうとする新たな農産物の選定、栽培技術の確立及び生産販売体系の構築等に係る事業
- ステップ2・・・育成支援[1,000千円]  
地域の特色を活かした農産物の生産拡大や高品質化に係る事業
- ステップ3・・・振興支援[500千円]  
地域の特色を活かした農産物を利用した新商品開発や販売促進活動に係る事業
- ※調査・試験費は10分の10、資材費・販売促進費は2分の1以内  
上限 500千円
- ※補助する期間は、各ステップ3年間、かつ通算で5年間を限度
- (予算額) 2,000千円



## 《6次産業化支援事業》

### ■6次産業化支援事業（県単独事業）

- （目的） 6次産業化を目指す認定農業者、農業法人等に対して自ら生産する農産物を利用した加工品の商品開発に必要な経費を助成します。
- （補助対象者） 認定農業者、農業法人、農業者の組織する団体
- （補助額） 1団体等当たり上限1,000千円
- （補助率） 総合化事業計画の認定事業者または認定見込の者 1/2以内  
上記以外 1/3以内
- （予算額） 4,000千円
- （内容） 新商品開発及び事業化に必要な施設、機械、器具類等の導入経費

## 《強い農業・担い手づくり支援事業》

### ■強い農業・担い手づくり支援事業

「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体が、農業経営の開始若しくは改善を目的として農業用機械・施設の導入や土地基盤の整備を行う場合に費用の一部について助成します。

#### 【①融資主体型補助事業】

- （内容） 主として融資（融資率50%超）を活用して行う農業用機械・施設及び土地基盤の整備に際して、融資残の自己負担部分について助成されます。
- （対象者） 認定農業者、集落営農組織等
- （成果目標項目） 対象者は、付加価値額の拡大（必須目標）の他に経営面積の拡大、農畜産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化から1つ以上の数値目標を設定する必要があります。
- （対象となる融資機関及び種類）  
農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、信用金庫、信用組合等から借り入れた制度資金全般が対象となります。
- （対象となる整備内容）  
事業費が50万円以上でかつ、耐用年数が5年以上20年以下（中古農業用機械導入の場合は法定耐用年数が2年以上）の機械施設等であって、当該整備に係る総事業費に占める金融機関からの借入額（融資額）の割合が5割を越えるものが対象になります。
- （具体的な整備内容例）
- ◎農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得
    - （例1）農業経営の多角化に取り組む場合に必要となる施設等（農産物加工施設、農産物直売施設、観光農業関連施設等）の整備
    - （例2）経営規模を拡大する場合に必要な農業用機械等（トラクタ、コンバイン、田植機その他の機械等）の導入（ホイルローダやトラック等の汎用性の高い農業機械又は単純更新は対象外）
  - ◎農地等の改良、造成または復旧（農地取得は対象外）
    - （例3）作業効率の向上を図るための簡易的な土地基盤の整備（畦畔除去、

区画形状の改良、暗渠排水等)  
(補助率) 事業費の3/10以内  
(予算額) 1,500千円(担い手確保(国補正)は別枠で15,000千円)

### 【②追加的信用供与補助事業】

(内容) 前述の①融資主体型補助事業に係る融資の円滑化を目的として、原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存せずに、適切な融資計画(経営改善のための計画)を策定した担い手に対して、農業信用基金協会による確実な機関保証を行う制度で、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経費について助成されます。

## 《農業総合整備事業》

### ■元気な農業産地構造改革支援事業

(事業内容) 儲かる農業を目指した産地構造への転換のために、必要となる機械・施設等の導入経費の一部を助成します。

(助成内容) 《新技術・新品目の導入》

トマト独立ポット耕栽培システムなどの新技術を活用した生産施設等

《新たな流通システムの構築》

加工・業務用野菜の機械、輸出農産物の選果施設、選別・調整・包装施設

《新規就農者・企業型経営体の育成》

新規就農者育成研修施設、企業型経営体が導入する農業機械

《産地基盤の強化、新たな産地づくり》

水田農業、園芸産地の規模拡大促進、収益性向上機械導入、低コスト化への取組

《共同利用施設の更新・改修》

大規模乾燥調製施設、育苗施設、集出荷場などの更新・改修

(補助率) 1/2以内

(事業主体) 市町村、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等

(予算額) 81,000千円

## 《スマート農業推進事業》

### ■スマート農業技術導入支援事業

(事業内容) ICTやAIといったスマート農業技術を活用した農業機械の導入経費の一部を助成します。

(助成内容) スマート農業技術を活用して経営発展を目指すために必要となる機器・機械等

(補助率) 1/2以内(上限額4,500千円)

(事業主体) 認定農業者等

(予算額) 6,000千円

## 《環境保全型農業支援事業》

### ■農業環境保全対策事業

- (目的) 廃ビニールの適正処理、農薬の安全使用の徹底など地域環境の保全を図ります。
- (補助対象者) 高山市の農業と環境を守る協議会
- (補助額) 廃ビニール処理用フレコンバック1袋につき1,000円
- (予算額) 700千円

### ■環境保全型農業直接支払事業

- (内容) 販売を目的として生産を行う農業者グループ等が有機農業などの取組を行った場合に支援します。
- (補助額) 14,000円以内/10a
- (予算額) 2,400千円

## 《耕作放棄地再生利用事業》

### ■耕作放棄地再生利用事業

- (目的) 耕作放棄地を解消するため、各地域が自らの問題としてとらえ実施する農地の再生等のための活動に対して支援します。
- (補助対象者) 地縁団体、農業改良組合、生産組合、土地改良組合、農業協同組合、農業生産法人、NPO法人などの団体や企業及び人・農地プランに位置付けられた担い手
- (事業内容) 補助対象者が行う、耕作放棄地を活用した取り組みや活動等において、農地を再生するために必要な資材等に対して助成します。
- (補助額) 活動経費の10分の8以内の額。
- (予算額) 5,000千円
- (助成条件) ① 現に耕作放棄している農地又は耕作放棄地化する恐れがある農地であること  
② 農地所有者の協力が得られることが確認された農地であること  
③ 耕作放棄地マップを作成し、解消しようとする農地を明確にすること  
④ 耕作放棄地解消計画を作成すること(指定様式)  
⑤ 最長で3年以内の計画であること  
⑥ 中山間地域等直接支払制度の対象農地は、補助対象外

## 《農地・農業用施設災害復旧》

### ■農作物災害対策事業

- (事業内容) 市内で1回の災害による農作物の被害総額が500万円を超える被害で、農作物の被害程度が30%以上の作物を対象とし、次のいずれにも該当する場合に支援します。
- ① 1作物につき、農家1戸あたりの補助金額が4,800円以上となるもの
- ② 1作物につき、市全体における補助金の総額が240万円以上となるもの

(補助対象経費) 被害を受けた農作物の樹勢回復、病虫害防除、再播等に必要な薬剤等を共同購入するために必要な経費  
 (補助率) 補助対象経費の8/10以内の額

■農業用施設等災害対策事業

(事業内容) 市内で1回の災害による農業用施設等の被害総額が500万円を超える被害で、被害程度が中破(50%)以上の施設を対象とし、次のいずれにも該当する場合に支援します。

- ①農家1戸あたりの補助金額が72千円以上となるもの
- ②市全体における補助金の総額が720千円以上となるもの

(補助対象経費) 被害を受けた農業用施設等の撤去及び復旧をするために必要な経費

(補助率) 補助対象経費の1/3以内の額  
 ただし、新施設の取得に係る共済金等保険金の受け取り及び廃材等の処分により利益が発生した場合は、補助対象経費から除外します。

■農地・農業用施設災害復旧工事

(内 容) 田畑などの農地や用排水路、農道などの農業用施設が豪雨などにより被災したとき災害復旧工事を行うもの。

(種 類) \*公共災害復旧工事 : 一定の要件(雨量、被災規模など)を満たしたもので、国の査定を経て認められたもの。

\*市単独災害復旧工事: 上記以外で災害と認められるもの。

(分担金)

種 類	農 地 (田・畑・果樹園など)	農業用施設 (用排水路・農道・頭首工など)
公共災害復旧工事	補助残の20/50	補助残の10/35
市単独災害復旧工事	工事費の20%	工事費の17.5%

※詳細はお問い合わせください

(その他) 被災があった場合は町内会を通じて連絡してください。

≪農業制度資金≫ ※新型コロナウイルス緊急対応策があります

■農業近代化資金（※実質無担保化）

（内容） 経営改善を支援するための長期で低利な資金です。  
 （資金使途） 施設取得、農機具や家畜の購入、長期運転資金など幅広く利用できます。

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定農業者	0.10%	7~20年以内 (2~7年以内)	100% 以内	個人 1,800万円 知事特認 2億円
集落営農組織		※農機具取得 7年(2年)以内 ※家畜購入 7年(2年)以内	80% 以内	
その他の担い手				

(貸付金利は令和2年2月20日時点)

■農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（※実質無担保化）

（内容） 認定農業者向けの長期で低利な資金です。  
 （資金使途） 農地取得、農業機械・施設の取得など幅広く利用できます。単なる資金繰り資金としては利用できません。  
 （特例） 「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者の場合、借入から5年間に限り無利子となります。  
 ※無利子化措置は、関係機関の予算の範囲内となります。

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定農業者	0.10%	25年以内 (10年以内)	100% 以内	個人 3億円 特認 6億円 法人 10億円 特認 30億円

(貸付金利は令和2年2月20日時点)

■青年等就農資金

（内容） 認定新規就農者（市から承認を受けた個人・法人）向けの無利子の資金です。  
 （資金使途） 農地の改良、施設・機械の取得などの設備のほか、農地・施設・機械の貸借料、素畜費、飼料費、農薬費などの長期運転資金など幅広く利用できます。  
 （担保・保証人） 原則、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要（実質的な無担保・無保証人制度）

貸付対象者	貸付金利 (年利)	償還期限 (うち据置期間)	融資率	貸付限度額
認定新規就農者	無利子	12年以内 (5年以内)	100% 以内	3,700万円

## 《農業者年金》

### ■安心・有利な4つのメリット

- ・ 少子高齢化に強い積立型の終身年金！
  - ☞若い世代に支えてもらう年金ではなく、自分の年金は自分で積み立てるという方式なので、年金額が加入者数や受給者数に影響されません。
- ・ 80歳までの補償付き！
  - ☞仮に加入者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族は80歳までに受け取る予定であった年金の現在の価値に相当する額が、「死亡一時金」としてご遺族の方に支給されます。
- ・ 節税効果が大い！
  - ☞支払う保険料は、全額社会保険料控除の対象となるので、大きな節税効果があります。
- ・ 保険料に助成が受けられる！
  - ☞以下の要件を満たす加入者は、保険料に対し助成を受けられます。

### ■保険料補助は次の方が受けられます。

- (1) 60歳までに保険料の納付済期間が20年以上となること。旧制度加入者（脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者を除く）は、旧制度の保険料納付済期間等も合算できます。
- (2) 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- (3) 下記の要件に該当する者

		国庫補助額	
区分	必要な条件	35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した継承者	6,000円(3割)	—

### ■最大20年間の補助が受けられます。

保険料の補助は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年間の限度として、通算して最長20年間です。このため若いうちに加入するほど有利で補助額は最大216万円になります。

### ■国庫補助額も自分の年金として受け取れます。

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

## 農務課以外の補助事業概要

### 《木質バイオマス活用促進事業》

農作業小屋や、ハウスの温度管理用の暖房などにお使いいただけます。

#### ■ペレットストーブ等導入促進事業

(対象事業) ペレットストーブ等 (ペレットストーブ、薪ストーブ) の本体の購入に係る経費

(補助額) 補助率 1 / 3、上限 100 千円

#### ■ペレットボイラー等導入促進事業

(対象事業) ペレットボイラー等 (ペレットボイラー、薪ボイラー、チップボイラー) の導入経費 (設備費 (本体購入経費を含む)、工事費)

(補助額) 補助率 1 / 3、上限 300 千円

#### ■大型ペレットボイラー等導入促進事業

(対象事業) 大型ペレットボイラー等 (出力 40,000 kcal を超えるもの) の導入経費 (設備費 (本体購入経費を含む)、工事費)

(補助額) 補助率 1 / 3、上限 5,000 千円

※ 2 台目以降の設置でも補助を受けられますが、過去に同じ補助を受けて設置したストーブの入替えは対象外となります。

お問合せ先 環境政策推進課 ☎ 0577-35-3533

### 《産学金官連携等促進事業》

#### ■産学金官連携等促進事業

(対象事業) 大学や国公立試験研究機関などと契約し共同で実施、又は異業種グループを組織して実施する新製品・新技術や新サービスに関する研究開発で製品化などが見込めるもの (原則として製造などを市内で行うもの)

※異業種グループ：新製品等の研究・開発を目的に、製造業と農林畜産業又は製造業同士の新しい形による連携で組織されるグループ

(対象者) 引き続き 1 年以上事業を営む市内の中小企業者等

(対象経費) 原材料費、機械装置・工具器具費、委託費、外注加工費、旅費など

(補助金) 上限 2,000 千円 補助率 1 / 2 以内

※同一の事業を複数年継続して行う場合は、各年度それぞれの補助対象経費の 1 / 2 以内、複数年の合計で 2,000 千円を限度

ただし、補助対象期間は 1 年間 (同一の事業を複数年継続して行う場合は、3 年間を限度)

お問合せ先 (一財) 飛騨高山大学連携センター ☎ 0577-57-5366

## 《飛騨高山ブランド振興事業》

### ■地域団体商標等の制度を活用したブランド展開に取り組む事業

(対象者) 地域団体商標等を既に取得された方か、これから取得しようとする方

- (対象事業) ①ブランド展開のためのセミナー及び勉強会開催に要する経費  
②有識者等の外部アドバイザー、専門コンサルタントの委嘱等により行うブランドの確立、ブランド展開計画等の策定に要する経費  
③地域団体商標等の登録後の取り組みを進めるための情報交換会及び勉強会の開催に要する経費  
④地域団体商標等の出願及び登録に要する経費  
⑤外国への商標の出願及び登録に要する経費

(補助額) ①②③上限500千円 補助率1/3以内

④⑤ 上限200千円 補助率1/3以内

ただし、補助対象期間はいずれも3年間を限度とする。

### ■地域ブランド確立計画に基づく事業

(対象者) 連携体(2以上の市内中小企業者又は組合等で構成され、一定の条件を満たしているもの)

メイド・バイ飛騨高山認証産品申請者、組合等

- (対象事業) ①ブランド確立計画の実施に必要な市場動向調査に要する経費  
②ブランド確立計画の実施に必要な新商品開発に要する経費  
③ブランド確立計画の実施に必要な人材育成に要する経費  
④ブランド確立計画の実施に必要な市民の意識醸成のための講座及び市民参加型イベントの開催に要する経費  
⑤ブランド確立計画の実施に必要な販路開拓に要する経費  
⑥ブランド確立計画の実現に向けた販売促進

(補助額) ①③上限200千円 補助率1/2以内

② 上限500千円 補助率1/2以内

④⑥上限1,000千円 補助率1/2以内

⑤ 上限2,000千円(県の補助対象となる場合は4,000千円)

補助率1/2以内(県の補助対象となる場合は補助率2/3以内)

ただし、補助対象期間はいずれも3年間を限度とする。

お問合せ先 ブランド戦略課 ☎0577-35-3001



